

世間では新型コロナウイルスの感染が拡大しており、多方面への影響が懸念されておりますが、いかがお過ごしでしょうか。マスクや消毒液等の入手が困難な中、できる予防と言えは手洗い・うがいを徹底することです。様々な情報が拡散されていますが、ぜひ落ち着いて対応していきましょう。

事務局からのお知らせ

『関西事務所』本格始動！！



近畿地区における技能実習生の受け入れ組合員様の増加に伴い、当該地区での事業の効率的な運営と技能実習生のフォローの充実及びETCカード事業の拡大を図るべく、この度、弊組合の関西事務所を兵庫県西宮市に開設いたしました。これもひとえに日頃よりの皆様方のご厚情の賜物と職員一同、深く感謝している次第でございます。何分にも開設早々のことで行き届かぬ面もあるかと存じますが何卒ご高承の上 倍旧のお引立てを賜りますようお願い申し上げます。



令和2年4月1日からの大口・多頻度割引の割引率について

大口・多頻度割引の車両単位割引10%拡充措置につきましては、令和2年3月末までの予定で実施しておりましたが、今般、国土交通省より当該措置を令和3年3月末まで延長する旨の方針が示されたことから、下記のとおり延長いたします。

車両単位割引率(高速国道・一般有料道路ともに)

自動車1台ごとの1ヶ月の高速国道のご利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10%(20%)
1万円を超え、3万円までの部分	20%(30%)
3万円を超える部分	30%(40%)

※()内は、ETC2.0を使用する事業用車両に限り適用される割引率です。

(令和3年3月末まで)

事業部からのお知らせ

2020年4月1日から『36協定届の様式』が新しくなります

働き方改革の一環で労働基準法が改正になりました。法改正によって法律に時間外労働の上限が規定されたため、36協定で定める必要のある事項が変わりました。

このため、36協定届の様式が新しくなります。

協定の有効期間の始期が2020年4月1日以降の36協定については、以下の様式を用いて締結、届け出を行うようご注意ください。

○原則：一般条項(限度時間を超えない場合)⇒「様式第9号」

○特別条項(限度時間を超える場合)⇒「様式第9号の2」

2020年3月31日を含む期間について定めた既に締結済みの36協定については、有効期間が1年間の場合、その協定の初日から1年間は引き続き有効となり上限規制は適用されませんので、協定を締結し直す必要はありません。

※詳細については厚生労働省のHPをご参照ください。

【厚生労働省】https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う帰国困難者に対する 在留申請の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により、技能実習を終了したものの帰国便の確保や本国国内の居住地への帰宅が困難であると認められる者に対して、出入国在留管理庁より、次の通りの措置がなされるとの発表がありました。

①帰国可能になるまでの滞在費支弁等のため、従前と同一の受入機関及び業務で就労を希望する者

⇒現在有する在留資格「技能実習」から「特定活動(30日・就労可)」への在留資格変更を許可する。

②帰国できる環境が整うまで一時的に滞在し、その間の就労を希望しない者

⇒現在有する在留資格「技能実習」から「短期滞在(30日)」への在留資格変更を許可する。

ご不明な点がございましたら、各担当者にお問い合わせください。

※詳細は各省庁のHPをご参照ください。

【出入国在留管理庁】<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

【外国人技能実習機構】<https://www.otit.go.jp/files/user/200313-1.pdf>

研修センターだより

2月に入国した実習生の卒業式を行いました。



センターでの授業風景。
活気にあふれています！

3月上旬、インドネシアから入国しました。

